

## F A-1 8 戦闘攻撃機のパネル落下事故に対する意見書

令和2年2月12日、米海軍第115戦闘攻撃中隊所属のF A-1 8戦闘攻撃機が嘉手納飛行場周辺を飛行中に重さ約900グラム、縦約20センチ、横約35センチの給油口パネルを落下させる事故が発生した。

米軍は「カバーが遺失した場所は不明だが、飛行経路は主に海上及び米軍の管理する飛行場であった。米軍はすべての機体に対し飛行前後の点検を徹底しており、安全は常に最優先されている」と発表した。

しかし、当該機がうるま市方面から県道74号線の上空を通過し、沖縄市周辺を旋回した後、南側滑走路に着陸する姿が目撃されている。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が度々起きており、看過することはできない。

県内における米軍機の部品落下事故は、復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がりがねず、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れない。事故翌日には原因を明らかにしないまま同型機が飛行訓練を再開させており、米軍の無神経さに対して強い憤りを禁じ得ない。

本町議会は、これまでも事故発生の都度、原因を早急に究明し整備点検の徹底、安全管理と再発防止を図ることを強く求めてきたが、演習や訓練を最優先する米軍の態度に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 すべての外来機の嘉手納基地への飛来を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月19日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長  
沖縄県知事

## F A-1 8 戦闘攻撃機のパネル落下事故に対する抗議決議

令和2年2月12日、米海軍第115戦闘攻撃中隊所属のF A-1 8戦闘攻撃機が嘉手納飛行場周辺を飛行中に重さ約900グラム、縦約20センチ、横約35センチの給油口パネルを落下させる事故が発生した。

米軍は「カバーが遺失した場所は不明だが、飛行経路は主に海上及び米軍の管理する飛行場であった。米軍はすべての機体に対し飛行前後の点検を徹底しており、安全は常に最優先されている」と発表した。

しかし、当該機がうるま市方面から県道74号線の上空を通過し、沖縄市周辺を旋回した後、南側滑走路に着陸する姿が目撃されている。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が度々起きており、看過することはできない。

県内における米軍機の部品落下事故は、復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がりがねず、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れない。事故翌日には原因を明らかにしないまま同型機が飛行訓練を再開させており、米軍の無神経さに対して強い憤りを禁じ得ない。

本町議会は、これまでも事故発生の都度、原因を早急に究明し整備点検の徹底、安全管理と再発防止を図ることを強く求めてきたが、演習や訓練を最優先する米軍の態度に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 すべての外来機の嘉手納基地への飛来を中止すること。

以上、決議する。

令和2年2月19日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米海軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 沖縄県議会議長